様式第6 (第4条第5号イ関係)

平成27年度石綿健康被害救済基金に係る運営及び管理に関する基本的事項

基金の名称	石綿健康被害救済基金				
基金設置法人	独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)				
基金の概要	■取崩型 石綿による健康被害を受けた者及びその遺族のうち、労災補償制度等の対象 とならない者に対して、医療費等の救済給付を支給する。				
基金の目標	石綿による健康被害の迅速な救済を図ること。				
申請方法	日本国内において石綿を吸引することにより指定疾病にかかった旨の認定の申請をしようとする者等は、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)に定める事項を記載した申請書に必要な書類を添えて機構に提出する。				
審査基準	提出された申請書等について機構で確認し、医学的判定を要する事項については環境大臣に判定の申出を行う。環境大臣は判定の申出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて、判定を行い、機構に対し、その結果を通知する。機構は、その判定結果に基づいて、認定等を行う。具体的な医学的判定の基準等については以下のURLを参照。〇石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について(通知)(平成25年6月18日付け環保企発第1306182号環境保健部長通知)http://www.env.go.jp/air/asbestos/no_1306182.html 〇医学的判定に係る資料に関する留意事項(平成18年6月6日付け中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定)(平成26年6月24日最終改訂)http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/pdet-140624.pdf				
審査体制	機構、環境省中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会				

			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
基金の額(単位:円)	収入	国費(補助金等)	_	_	_	_	-
		出資等	-	1	_	-	_
		運用収入	100, 513, 871	109, 133, 341	107, 245, 290	94, 530, 081	84, 521, 938
		(うち国費見合額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		事業主拠出金	8, 497, 292, 480	8, 487, 549, 991	8, 684, 674, 314	3, 281, 417, 340	3, 239, 404, 491
		都道府県拠出金	923, 770, 000	923, 770, 000	923, 770, 000	923, 770, 000	923, 770, 000
		その他収入	169, 197, 485	106, 523, 608	105, 229, 052	81, 614, 591	51, 616, 170
		前年度末基金残高	56, 650, 003, 918	63, 396, 815, 665	69, 454, 355, 923	76, 175, 194, 181	77, 702, 159, 246
		返納額(マイナス)	Ī	I	I	Ī	
		合計 (a)	66, 340, 777, 754	73, 023, 792, 605	79, 275, 274, 579	80, 556, 526, 193	82, 001, 471, 845
	支出	救済給付	2, 943, 962, 089	3, 569, 436, 682	3, 100, 080, 398	2, 854, 366, 947	3, 270, 499, 647
		合計 (b)	2, 943, 962, 089	3, 569, 436, 682	3, 100, 080, 398	2, 854, 366, 947	3, 270, 499, 647
	基金残高 (a-b)		63, 396, 815, 665	69, 454, 355, 923	76, 175, 194, 181	77, 702, 159, 246	78, 730, 972, 198
		うち国費相当額	22, 376, 033, 523	20, 521, 569, 395	19, 423, 930, 946	18, 615, 348, 800	17, 630, 534, 514